

# 鳥取縣公報

## 規 則

### ◇鳥取縣規則第五十二號

昭和二十三年八月鳥取縣規則第四十九号家畜傳染病予防法第十六條の規定に基く禁止区域を左記の通り改め八月十四日からこれを施行する

昭和二十三年八月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

東伯郡「成美村」「赤碕町」「安田村」を削り「農林省鳥取種畜牧場」を加へる

### ◇鳥取縣規則第五十三號

馬の流行性腦炎予防の爲、家畜傳染病予防法第十六條第一項同法第十八條の規定により当分の間他の都道府縣との馬の移出入を禁止し馬の集合施設は一切これを停止す

昭和二十三年八月二十四日  
第 千 九 百 三 十 七 號

火 曜 日

この規則は昭和二十三年八月二十日からこれを施行する。

昭和二十三年八月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### ◇鳥取縣規則第五十四號

昭和二十二年九月十二日鳥取縣規則第二十五号鳥取縣種畜買取締規則を次のように改正し九月一日からこれを施行する。

昭和二十三年八月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中「鳥取縣農業會、鳥取縣馬匹組合」を「畜産農業協同組合連合會」に改める。

第六條中「積は鳥取縣農業會員、駒は鳥取縣馬匹組合員各々二名を保証人とし夫々鳥取縣農業會及鳥取縣馬匹

組合の「を」横駒は市町村長の証明書添付して畜産農業協同組合連合会に届出で」に改める。

第七條中「横は市町村農業会長の証明を添え鳥取縣農業会に駒は」を削り「鳥取縣馬匹組合」を「畜産農業協同組合連合会」に「夫々の」を「その」に改める。

第八條中「鳥取縣農業会及び鳥取縣馬匹組合」を「畜産農業協同組合連合会」に改める。

第九條中「鳥取縣農業会及び鳥取縣馬匹組合」を「畜産農業協同組合連合会」に改める。

第十條中「鳥取縣農業会及び鳥取縣馬匹組合」を「畜産農業協同組合連合会」に改める。

第十一條中「第三條」を「第四條」に改める。

第十二條中「鳥取縣農業会及び鳥取縣馬匹組合」を「畜産農業協同組合連合会」に改める。

様式中「縣農業会事務所」を「畜産農業協同組合連合会事務所」に改める。

鳥取縣規則第五十五號

奥地林開発林道開設事業施行規則を次のように改め昭和二十三年四月一日よりこれを適用する

昭和二十三年八月二十四日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「奥地林開発林道開設事業施行規則」を「奥地林開発林道及び幹線林道開設事業施行規則」に改める。

第一條中「幹線林道」を「林道施設」に改める

第三條中「國」を「知事」に改める

第四條第二項を「前項の維持管理について知事の指示があつたときはこれに従はなければならない」に改める

第七條中「二ヶ」を「二」に改め「連署」を削る

様式第一号中「奥地林開発林道開設事業申請書」を「奥地林開発林道（又は幹線林道）開設事業申請書」に改め「昭和 年度奥地林開発林道」を「昭和 年度奥地林開発林道（又は幹線林道）」に改める

様式第一号附表中「奥地林開発林道開設事業施行に関する地元負担の件」を「奥地林開発林道（又は幹線林道）開設事業施行に関する地元負担の件」に改め「本組合

地区内奥地開発林道 線」を「本組合地区内奥地開発林道（又は幹線林道） 線」に改め「一、調査測量に要する費用」を削つて「三」を「二」に「四」を「三」に改める

様式第二号中「奥地林開発林道開設事業施行請書」を「奥地林開発林道（又は幹線林道）開設事業施行請書」に改め「昭和 年度奥地林開発林道が」を「昭和 年度奥地林開発林道（又は幹線林道）が」に改める

告 示

鳥取縣告示第三百九十號

装蹄師法第一條第三項により次の者に対し装蹄師免許証を交付した

昭和二十三年八月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 本籍 氏名

昭和二十三年八月十七日 鳥取縣 中野 慶

鳥取縣告示第三百九十一號

木炭、普通薪受配申請についてはこの告示公布の日から九月三十日までの間において、左の用途に充てるため木炭又は普通薪の配給を受けようとする者は九月七日までに次の様式によつて申請書を提出せられたい。

昭和二十三年八月二十四日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、鑛工業用

炭團原料、鑄物及び鑄型乾燥、野鍛治、鍛冶及び溶接、窯業、織物染色、味噌、醤油、酒、食品加工、精麦、製紙、製糸用等に使用するもの。

二、農村漁業用

乾藁、蠶種製造、水産加工、眞綿製造用等に使用するもの。

三、官需用

各省所屬官署において使用するもの。

様式

甲木炭（普通薪）配給申請書

00784

- 一、申請数量 木炭 俵（一疋入）  
普通薪 束（長さ何尺何寸、結束廻り  
何尺何寸）
  - 二、用途並に業務の概要
  - 三、使用又は消費の場所
  - 四、使用又は消費期間
- 右のように配給下さるよう申請致します

年 月 日

住所

氏名

印

知事宛

鳥取県告示第三百九十二號

物價統制令第四條の規定により昭和二十二年九月鳥取縣告示第四百二十六号（昭和十八年五月農林省告示第二百十七号、第一項第三号の規定による指定の件）にかゝける木炭普通薪及び昭和二十三年八月鳥取縣規則第五十一号による普通薪の販売價格の統制額を次のように指定し昭和二十三年八月十三日からこれを適用する。

昭和二十二年十月縣告示第四百六十八号（木炭及び普通薪の統制額指定の件）はこれを廢止する。

昭和二十三年八月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

木炭

昭和二十三年六月物價廢告示第三百二十九号第一(ハ)の額但し消費者持込渡

普通炭

昭和二十三年六月物價廢告示第三百二十九号第二(一)(イ)の額但し消費者持込渡

縣規則第五十一号による普通薪

昭和二十三年六月物價廢告示第三百二十九号一(イ)の額但し指定配給機關の配給所渡

鳥取縣告示第三百九十三號

教育委員會の委員候補者の審査について左記要項のように教職員の除去及び就職禁止等に関する政令及び關係命令が改正され本月十三日それぞれ公布せられ、即日施行せられることとなつた

00785

昭和廿三年八月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

- 一、教育委員會委員は教職適格審査を受けねばならぬ。
- 二、教育委員會委員の立候補にあつて、教職不適格者でないことを証明する確認書の寫を選挙長に対し提出しなければならぬ。
- 三、既に教職適格審査を受け確認書の交付を受けている者は改めて審査を受ける必要はない。
- 四、委員の候補者に関しては文部大臣に対し本月十四日より二十五日迄に教職適格確認の申請書を提出しなければならぬ。
- 五、申請書には調査表二通を添え、調査表中職業、軍務履歴、著書、論文、講演の草稿等は特に詳細に入記せねばならぬ。
- 六、公職資格審査委員は当選後において受けねばならぬ。

鳥取縣告示第三百九十四號

昭和二十三年五月定例縣会の議決を経た昭和二十三年度

鳥取縣歳入歳出追加更正予算及昭和二十三年度特別会計物産幹旋事業費歳入歳出追加予算は次の通りである

昭和二十三年八月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算 △印減

款 項	科 目	予算額
1	縣稅	24,218,248
3	分与稅	24,218,248
4	使用料及手数料	580,574
1	使用料	580,574
5	國庫支出金	24,677,539
1	下渡金	18,888,088
2	補助金	11,294,446
6	寄附金	257,833
1	寄附金	257,833
8	繰越金	15,681,286
1	前年度繰越金	15,681,286



00788

款項	科目	金額	子算額
22	未盤地買收移管各筆調査費	885,460	100,000
10	地方振興費	405,000	
1	地方振興費	405,000	
13	統計調査費	681,797	100,000
1	一般統計調査費	218,164	100,000
4	各種統計調査費	892,645	
5	教育統計調査費	20,988	
16	諸支出金	20,122,944	
4	特別會計繰入金	100,000	
16	渉外勞務管理費	1,302,944	
17	消防諸費	100,000	
18	過年度支出金	18,620,000	
	歳出合計	77,703,480	
昭和二十三年度特別會計物産轉旅事業費歳入歳出追加予算			
2	歳入	子算額	
1	歳入金	100,000	
1	一般會計繰入金	100,000	
	歳入合計		100,000
	歳出合計		100,000

昭和二十三年八月二十四日 昭和三十二年八月二十四日 昭和三十二年八月二十四日

鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町